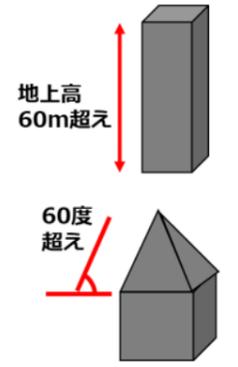


「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」の補足説明

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 (令和7年2月28日ホームページ掲載)	補足説明																						
<p>オンサイト設置のうち、第三者による太陽光発電設備等の設置により、完了届の提出期日（特定建築物の工事完了から30日以内）までに設備の設置ができない場合 <small><令和7年3月7日記載></small></p>	<p>第4部 2 添付資料（根拠書類等）表：◆共通資料(3)（82ページ）</p> <p>義務履行方法ごとに必要な添付資料の詳細を示す。複数の手法に該当する場合は、該当する全ての区分に応じた資料を添付する。</p> <p>添付書類は、履行方法ごとに定めた要件・内容が確認できる書類や図面等であれば良く、「条例・規則・要綱」においても具体的な書類名称を指定していない。</p> <p>このため、添付書類の準備に迷う場合は、必ず本市への事前相談を行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆共通資料（義務履行の方法に拠らず、提出が必須となる資料）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">措置等</th> <th style="width: 70%;">必要な添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 全ての特定建築物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図 </td> </tr> <tr> <td>(2) 太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する </div> </td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長が必要と認める場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他市長が必要と認める資料 </td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆オンサイト設置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">措置等</th> <th style="width: 70%;">必要な添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 太陽光発電設備等を設置する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等 </td> </tr> <tr> <td>(2) 太陽光発電設備を設置する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の定格出力を示す資料 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 太陽光パネルメーカーの仕様図面など </div> </td> </tr> <tr> <td>(3) 発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする </div> </td> </tr> <tr> <td>(4) 定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	措置等	必要な添付書類	(1) 全ての特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図 	(2) 太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する </div>	(3) その他市長が必要と認める場合	<ul style="list-style-type: none"> その他市長が必要と認める資料 	措置等	必要な添付書類	(1) 太陽光発電設備等を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等 	(2) 太陽光発電設備を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の定格出力を示す資料 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 太陽光パネルメーカーの仕様図面など </div>	(3) 発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする </div>	(4) 定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」 	<p>オンサイト設置のうち、第三者による太陽光発電設備等の設置により、完了届の提出期日（特定建築物の工事完了から30日以内）までに設備の設置ができない場合、「表：◆共通資料」にある「その他市長が必要と認める資料」として、次の添付書類を提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">必要な添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(1)</td> <td>発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、第三者が太陽光発電設備等の設置を行う場合、設置した設備の投資回収を考慮し、一般的には長期契約となるが、オンサイト設置における第三者による太陽光発電設備等の設置については、長期契約であることを要件としない。</p>		必要な添付書類	(1)	発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等
措置等	必要な添付書類																							
(1) 全ての特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図 																							
(2) 太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する </div>																							
(3) その他市長が必要と認める場合	<ul style="list-style-type: none"> その他市長が必要と認める資料 																							
措置等	必要な添付書類																							
(1) 太陽光発電設備等を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等 																							
(2) 太陽光発電設備を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の定格出力を示す資料 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 太陽光パネルメーカーの仕様図面など </div>																							
(3) 発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする </div>																							
(4) 定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」 																							
	必要な添付書類																							
(1)	発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等																							

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 （令和7年2月28日ホームページ掲載）	補足説明
<p>太陽光発電設備設置可能面積の算定における「面積除外部分」では、法令・条例等に基づき屋上に設置する駐輪場の部分は認められるか <small><令和7年3月25日記載></small></p>	<p>第2部 6 太陽光発電設備設置可能面積及び面積除外部分（14ページ）</p> <p>（前略）</p> <p>このため、法令等により屋上設置が求められる設備等の部分の面積（以下「面積除外部分」という。後述。）を建築面積から除外して得た面積（以下「太陽光発電設備設置可能面積」という。）が「建築面積の5%」未満となる場合、太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量（算定値）の計算式における「面積」（10ページ参照）として適用することができる。なお、その場合は根拠図面の提出を要する。</p> <p>（中略）</p> <p>【面積除外部分】</p> <p>（中略）</p> <p>(7) その他市長が認める部分（17ページ）</p> <p>屋根の傾斜角が60度を超える部分、地上高が60mを超える部分等は面積除外とすることができる。</p> <div data-bbox="593 840 1855 1207" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">その他市長が必要と認める部分の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の傾斜角が60度を超える部分又は地上高が60mを超える部分（JIS C 8955により風圧荷重の係数の適用範囲外である部分） ・ バルコニー（建築物の外壁からはね出した部分） ・ 吹きさらしの廊下、屋外階段、スロープ、車路等で屋根のない部分又はこれに類する部分 ・ 同じ階の専有部分から連続したルーフバルコニー ・ 天窗（トップライト）及びその周囲30cm以内の部分 ・ 雨どい、パラペット、排水溝の部分 ・ 地区計画等における公共用の通路等で屋根のない部分又はこれに類する部分 </div>	